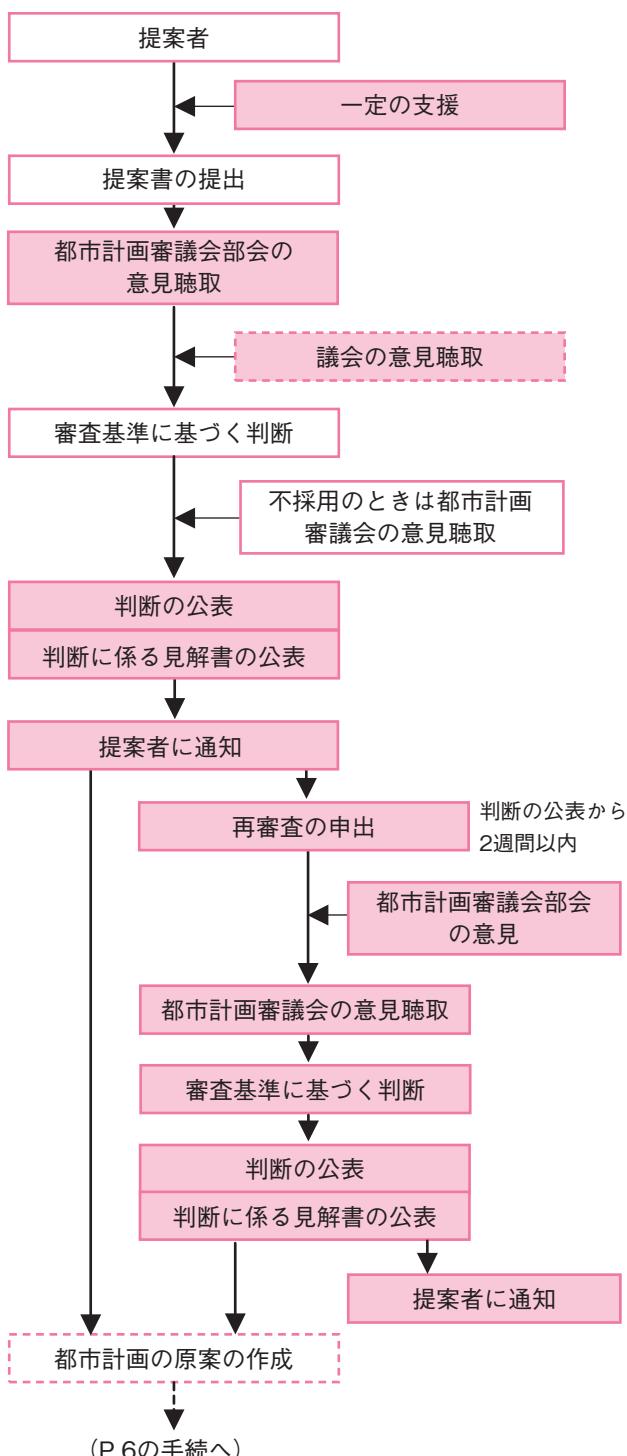


◇法定都市計画提案制度(第10条～第14条)

都市計画法に基づく都市計画の提案制度が、より活用されるよう、本条例では、提案できる団体を追加し、面積要件を緩和しました。さらに、提案の審査基準や提案を踏まえた都市計画の決定・変更に係る手続などを定めました。

●手続の流れ



●提案者

- ①提案区域の土地所有者等
- ②まちづくりNPO法人、一般社団法人または一般財団法人その他営利を目的としない法人等
- ③認定された総合型地区まちづくり協議会・施設管理型地区まちづくり協議会・テーマ型まちづくり協議会
- ④東京商工会議所の練馬支部、東京あおば農業協同組合、商店街振興組合
- ⑤認定された町会・自治会・商店会

●提案要件

- ①提案区域の面積3,000m²以上
- ②土地所有者等の2/3以上の同意（地積合計も2/3以上）

●審査基準

- ①都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- ②区のまちづくりの計画に即していること
- ③提案内容・区域に合理性があること
- ④提案区域および周辺の住民への説明会、十分な意見聴取を行っていること
- ⑤提案区域の周辺環境に配慮していること
- ⑥関係する条例・規則、計画・方針に即していること
- ⑦上記のほか、区長が必要と認める基準に即していること

- 提案者は、本条例に基づき、提案に際して一定の支援を受けることができます。
- 区は、提案を踏まえた都市計画の決定・変更の判断をするときは、都市計画審議会部会の意見を聴きます。（P.8にも共通）
- 必要な場合、議会の意見を聞くことができます。（P.8、P.13にも共通）
- 提案についての区の判断に不服がある場合の再審査の手続を定めています。（P.8、P.9にも共通）